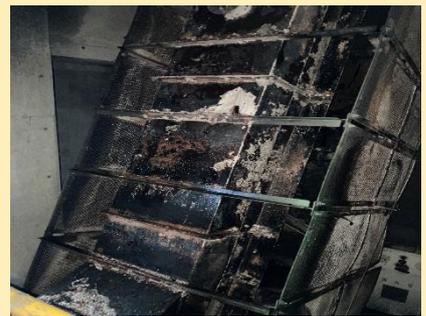


電池類（リチウムイオン電池等）の捨て方について

令和6年6月21日午前9時56分頃、東金市外三市町環境クリーンセンターにおいて火災が発生しました。原因としては、廃棄物に混入されたリチウムイオン電池が処理過程で発火し、可燃物に引火したことによるものです。

近年では身近な家電製品に充電式電池が使用されています。ごみを出す際は適切に分別し、事故の再発防止にご協力下さい。

火災時に焼損した機械類



【電池類の捨て方】

○電池類として捨てられるものの例

- ・アルカリ電池、マンガン電池、リチウム電池
- ・コイン型電池、ボタン型電池
- ・充電式電池
(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)
- ・モバイルバッテリーや加熱式たばこなどの電池内蔵製品
(電動カミソリ、電動歯ブラシなど容易に電池が外せないものも可)



○電池類の出し方

- ・各市町の「電池類」の回収日、もしくは各市町が設置している回収ボックス等に出す。
- ・充電したまま出さずに、使い切ってから出す。
- ・**絶縁処理（右図のように無色透明のセロハンテープを端子（+-）に貼る。）をしてから出す。**
- ・小型家電製品などの電池内蔵製品は、必ず電池を取り外して「電池類」とその他のものへ分別して出す。取り外した電池は絶縁処理をする。ただし、モバイルバッテリー、加熱式たばこなど、容易に電池が取り出せないものは、そのまま電池類で出すことができます。**電池類を「燃えるごみ」、「金属類」、「ペットボトル」など他のごみ袋に入れないで下さい。**
- ・自動車のバッテリーなどの鉛蓄電池は電池類としては出せません。
(販売店に引き取ってもらうか、処理専門業者に依頼して下さい。)



担当 東金市外三市町清掃組合 業務課 業務係

TEL : 0475-55-9132